

2種類（消費税・国保）の署名にご協力下さい！！



2019年12月23日（月）発行

No.358

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

消費税5%に戻し、インボイスは中止を！



名古屋北部民商は、12日（木）午後、消費税インボイス学習会を開催し、製造業、建築業、飲食業、小売業の6名が参加しました。

改めて、消費税の仕組みと計算方法を確認し、2019年10月から始まった「区分記載請求書等保存方式」について、請求書等に軽減税率の対象品目である旨、税率ごとに区分した税込対価の額を記載しなければならなくなったことを解説。

その後、2023（令和5）年から始まる「適格請求書等保存方式（インボイス）」について、適格請求書を発行できるのは、登録事業者に限られ、免税事業者も親会社に求められれば課税業者にならなければならないことなどを解説。

中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 共同親権制度、必要ですか ～

今月から執筆担当が妻弁護士から山内弁護士に変更となりました。どうぞ宜しくお願い致します。

今、離婚後も両方の親を親権者のままとする、共同親権の制度の導入が検討されています。

現状でも、法律上、両親の離婚後も、子と両親との縁は切れません（たとえば相続の場面では親と子はお互いに推定相続人です）。しかし未成年者の親権者は父母どちらかに決めることになっています。

共同親権の制度は、双方との関係が続き、一見よいことのようにも思えます。

けれども、よく考えてみると、互いに対立して別れた元夫婦です。意見が違ふことは非常にありがちで、どちらの親と生活するかから始まり、進学先や進路の決定など、重要な局面で両親の意見が対立し、子供の立場が不安定になる可能性は否定できません。

とくに夫のDV（家庭内暴力）やモラハラを理由として離婚する場合、まず身の安全を確保するために母子は身を隠すことが多いのですが、離婚成立後も、子供のことを口実にした接触を求められてしまう危険性があります。

離婚後もお互いの立場を尊重して子育てに取り組める父母であれば、親権にこだわる必要はありません。逆に、父母が感情的に対立していたり、そもそもの考え方の違いから意見が対立してしまうケースでは、共同親権は子供にとってむしろ有害となるように思えてなりません。



2019年12月

弁護士 山内 益恵（名古屋北法律事務所）

参加者からは「1千万を超えたり超えなかつたりしているがどうしたらいいのか」「外注先が登録事業者かどうかどうやって確認したらいいのか」「時々、お持ち帰りがあるけど、分けられないといけないの？」など疑問、質問が出されました。

また、「4年後には後期高齢者になっている。こんなに面倒なら廃業も…」の声も。

最後に「民商でまとめて登録事業者の申請書を書き込む会とかやってもらうとありがたい」という意見が出さ

年末調整学習会

同日午後7時半から「年末調整のしかた」学習会を行いました。2名が参加。

年末調整の目的、扶養控除申告書などの書類の意味、手順を確認し、練習問題に取り組みました。一人の方が「年末調整のソフトを使って入力してみました。どうでしょうか」と資料を取り出し、確認すると、生命保険料控除が手計算と違っており、入力もれがわかりました。「パソコンは便利だけど、一通り理

解していないと入力ミスがわかりませんね」と。

また昨年は自分で作成したが、従業員の寡婦控除が違っている、税務署からは正しいの文書がきたとのこと。寡婦控除は「夫と死別でなく、離婚の場合は扶養親族または生計を一にする子がある人」などの条件を確認しました。もう一人の方からは、配偶者特別控除について質問が。「昨年分より配偶者特別控除の範囲が広がり、配偶者の所得123万円以下までになったことを改めて学習しました。

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を！！

名古屋北部民商のホームページはコチラ

